

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による
随意契約の発注見通しについて

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結が見込まれるので、その見通しについて山口県会計規則第165条の3第1項の規定に基づき下記のとおり公表します。

令和5年9月21日

物品管理課長

記

物件の名称及び数量 (1) 名称 (2) 物品調達又は業務内容 (3) 物品調達時期又は履行期間 (4) 履行場所 (納品場所)	(1) 陶器 (盛鉢) (2) 購入 70セット (3) 令和5年10月頃 (4) 厚政課
契約締結の時期	令和5年10月頃
今後の手続き	契約を締結するための見積書の提出に当たっては、契約申込みに要する資格及び方法について、別途、山口県会計規則第165条の3第2項の規定に基づき公表する。
問い合わせ先	住 所：山口市滝町1番1号 所 属：山口県 会計管理局 物品管理課 調達班 連絡先：083-933-3960